

議員提出第9号議案

防災・減災、国土強靱化を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月30日

提出者

成 相 安 信	福 田 正 明	五百川 純 寿
絲 原 徳 康	大 屋 俊 弘	中 村 芳 信
園 山 繁	白 石 恵 子	角 智 子
中 島 謙 二	池 田 一	須 山 隆
山 根 成 二	生 越 俊 一	岩 田 浩 岳
高 橋 雅 彦	吉 田 雅 紀	吉 野 和 彦
嘉 本 祐 一	田 中 明 美	内 藤 芳 秀
多々納 剛 人	福 井 竜 夫	原 拓 也
坪 内 涼 二	久 城 恵 治	岸 道 三
岡 本 淳	野 津 直 嗣	岡 崎 綾 子
河 内 大 輔	森 山 裕 介	中 村 絢

(別紙)

防災・減災、国土強靱化を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書

近年、我が国は、頻発化・激甚化する自然災害とともに、人口減少・少子高齢化、物価の高騰といった社会・経済状況の変化など、様々なリスク課題が生じており、その対応として、社会資本の整備の推進に集中的に取り組むことが必要である。

本県においても、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け取組が進められているが、江の川流域や県東部市街地における度重なる家屋浸水被害や、出雲市日御碕地区での道路崩落など、災害が頻発しており、その対応に課題が残されている。

一方で、山陰自動車道はじめ高規格道路沿線では企業立地が進み、国道の通行止めの際には並行する山陰道が迂回路として機能するなど、整備効果が着実に表れている。

については、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 令和9年度予算について、国における予算編成の抜本的な見直しにあたり、社会資本整備に必要な予算を令和7年度補正予算と令和8年度当初予算を足し合わせた規模以上のものとしたうえで、インフラ整備の遅れている地方に重点配分すること。
また、補正予算に代わり当初予算で措置を検討する事業等については、補正予算に準じた地方財政措置を講じること。
- 2 国土強靱化予算については、危機管理投資を大胆に行う観点からも、資材価格や労務費の高騰等を踏まえ、前年の水準を大きく上回る額を通常予算とは別枠で確保するとともに、中小企業・小規模企業が多くを占める地方へ重点的に配分すること。
- 3 今年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」の期限の延長をするなど起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、公共事業評価について、費用便益比だけではなく、多様な観点から総合的に評価する手法を構築すること。
- 4 老朽化対策について、補助対象を点検なども含めて更に拡大し、所要の予算を配分するとともに、地方財政措置を拡充すること。
- 5 近年、度重なる浸水被害を受けた江の川流域をはじめ、治水事業を加速化すること。
- 6 山陰道については、ミッシングリンク解消、ダブルネットワークの構築のため、事業中区間の早期開通と、「益田～萩間」の未事業化区間の早期事業化を図ること。
- 7 中海・宍道湖圏域を結ぶ「8の字ルート」の一部を形成する境港出雲道路は、圏域の持続的発展に必要な道路であるため、未着手区間について国の直轄事業として早期事業化を図ること。
- 8 道路整備・管理の長期安定的な推進のため、必要な財源を確保すること。
- 9 防災・減災に資するとともに、食料の安定供給に不可欠な農地や農業水利施設等の基盤整備事業に必要な予算を十分に確保すること。
- 10 離島や半島部などの地域における社会基盤の整備に特段の配慮を行うこと。
- 11 地方自治体の技術職員の不足への対応や大規模自然災害に迅速かつ的確に対処するために、地方整備局の人員・体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年9月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

農林水産大臣

国土強靱化担当大臣